（書面による質問又は回答の朗読等）

第五十八条の十五　耳が聞こえない証人に書面で質問したときは、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。質問の内容を証人若しくは特許庁の使用に係る電子計算機の映像面に表示し、これを示す方法で質問し、又は回答の内容を当該証人若しくは特許庁の使用に係る電子計算機に入力させる方法で回答させたときも、同様とする。

（映像等の送受信による通話の方法による尋問）

第五十八条の十六　特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百四条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人（同条第二号に掲げる場合にあつては、当事者及び参加人並びに証人）の意見を聴いて、証人を次に掲げる要件を満たす場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。

一　当事者本人若しくは参加人又はこれらの代理人の在席する場所でないこと。ただし、特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百四条第一号又は第三号に掲げる場合において、当該場所が一方の当事者及び参加人並びに他方の当事者及び参加人の双方の在席する場所であるとき又は当事者本人若しくは参加人若しくはこれらの代理人が当該場所に在席することにつき当事者及び参加人に異議がないときを除く。

二　証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判長が認める者の在席する場所でないこと。

2　特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百四条第二号に掲げる場合において、証人を特許庁に出頭させて前項の方法による尋問をするときは、審判長、当事者及び参加人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人を在席させるものとする。

3　第一項の方法による尋問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の尋問の実施に必要な情報を同項の証人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第六十条の四の五第二項において同じ。）の映像面に表示して閲覧させることができる。

4　第五十一条の二の規定は、第一項の方法による尋問をする場合について準用する。

（書面尋問）

第五十八条の十七　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条第一項の規定により証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、審判官は、尋問の申出をした当事者又は参加人の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。

2～4　（略）

（鑑定人の宣誓の方式）

第六十条の三　鑑定人の宣誓は、審判長が、鑑定人に対し、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

2　前項の宣誓は、宣誓書（良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。）に鑑定人が署名して審判長に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

（書面による質問又は回答の朗読）

第五十八条の十五　耳が聞こえない証人に書面で質問したときは、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。

（映像等の送受信による通話の方法による尋問）

第五十八条の十六　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条第一号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を当該尋問に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。

（新設）

2　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条第二号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を特許庁又は当該尋問に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。この場合において、証人を特許庁に出頭させるときは、審判長、当事者及び参加人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人を在席させるものとする。

3　前二項の尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため、電磁的方法を利用することができる。

4　第一項又は第二項の尋問をしたときは、その旨及び証人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

（書面尋問）

第五十八条の十七　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規定により証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、審判官は、尋問の申出をした当事者又は参加人の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。

2～4　（略）

（鑑定人の宣誓の方式）

第六十条の三　宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判長に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。